

清須市認知症カフェ登録事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、軽度認知症または認知症の人の仲間づくりや生きがい支援、認知症についての理解促進を図るために運営する店舗又は団体（以下「認知症カフェ」という。）の登録について必要な事項を定めることにより、適正な認知症カフェの利用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民等、誰もが利用し集うことができる場所をいう。

（登録対象者）

第3条 認知症カフェの登録を申請することができる者は、実施主体の代表者で次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の会場で、認知症の人やその家族、地域住民等が利用しやすい環境を提供することができる者
- (2) 認知症に関する理解を深めるために必要な教育・研修等の受講に努めることができる者
- (3) 市及び地域包括支援センターが開催する認知症に関する事業等の啓発に協力することができる者
- (4) 市及び地域包括支援センターと連携することができる者

（禁止事項）

第4条 認知症カフェは、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 宗教活動や政治活動への勧誘及び高額商品の契約や販売を行う行為
- (2) その他市長が不適当と判断する行為
- (3) 相談内容等個人情報を漏らす行為

（登録の申請）

第5条 認知症カフェに登録しようとする者は、認知症カフェ登録申請書を高齢福祉課に提出しなければならない。また、申請情報は、市内の認知症地域支援推進員と共有し、認知症カフェの支援に活用する。

2 高齢福祉課は、前項の申請を受理し、適当と認めた者には、認知症カ

フェ認定物品を貸与するものとする。

3 高齢福祉課は、認定物品を交付した者を台帳で管理する。

（登録内容の変更）

第6条 前条の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が登録内容を変更しようとするときは、認知症カフェ登録変更届を高齢福祉課に提出しなければならない。

（登録の取消）

第7条 登録者が登録を取消しようとするときは、認知症カフェ登録取消届を清須市高齢福祉課に提出しなければならない。

2 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 災害その他の事故により、店舗等を使用できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、認知症カフェ登録取消通知書により、登録者に通知するものとする。

（市民への周知）

第8条 認知症地域支援推進員は、ホームページ、刊行物の掲載等により、認知症カフェを市民に広く周知するものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、担当者と打合せで決定する。